

仕 様 書

公益社団法人埼玉県農林公社（以下「売出人」という。）が買受業者（以下「買受人」という。）に依頼する使用済農作業用機械の売払いについて、以下のとおり仕様を定める。

1 概要

(1) 件名

使用済農作業用機械の売払い（別紙）

(2) 引渡場所

公益社団法人埼玉県農林公社 本社事務所

行田市大字真名板 1975-1

(3) 引渡期間

代金納付の日から60日以内

(4) 引渡方法

売出人の職員立会いのもと引渡しをする。

(5) 売払い契約適用基準の遵守

本件契約では、本仕様書のほか「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）」（以下「自動車リサイクル法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、その他本件業務に関する法令等を適用基準とし、売出人及び買受人は、誠実にこれらを遵守する義務を負うものとする。

2 売却条件

古物営業の許可を受けていること。

3 車両引渡し作業等

(1) 買受人は売出人の指定する場所で売出人の指定する職員立会いのもと、車両の引渡しを受けるものとする。

(2) 車両の引取りに要する費用は、買受人の負担とする。

(3) 引渡し後の当該車両の搬送は、自社搬送に限るものとする。

(4) 売出人は買受人に引渡し後の当該車両の管理及び搬送上の一切の責任は、負わないものとする。

4 秘密の保持

買受人は、本件契約を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

5 ディーゼル車規制適合車による配送

本件契約の履行に当たって自動車を使用し又は使用させる場合は、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、買受人は、適合の確認のために、売出人から当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

6 疑義の解釈

本仕様の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は関係法令に従い、その都度、売
払人と買受人が協議して決定するものとする。

別紙

番号	車名	年式	型式	引渡場所
1	マッセイ・ファーガソン135	S50	MF135	公益社団法人埼玉県農林公社 本社事務所 行田市大字真名板1975-1
2	ニューホーランド TN65S	H11	946S	
3	フォート 6610G	H1	6610DSQ-4WDOG	
4	イセキTG53F	H9	T0214	
5	イセキコンバインHF448G	H18	イセキ H033G	
6	ロールバレー	S62		
7	ロータリーカッター	S53		

機械番号 1



機械番号 2



機械番号 3



機械番号 4



機械番号 5



機械番号 6



機械番号 7

